

三重県備蓄・調達基本方針（案）の検討状況について

平成 29 年 3 月 14 日
災 害 対 策 課

1 経過

南海トラフ地震等による大規模災害発生時には物流機能が停止し、発災後数日間は被災地域外からの支援を期待できないため、被災地域内での自立的な物資の供給体制が必要となる。そこで、平成 27 年度に策定した「災害時の緊急物資等にかかる備蓄・調達の指針」を踏まえつつ、備蓄や調達に関する役割を明確にすることを目的に、平成 28 年 10 月、県及び市町で「公的備蓄・調達にかかる検討会」を設置し、検討を進めている。

2 概要（検討中）

これまで 5 回検討会を開催し、3 月の第 6 回（最終）検討会で、「三重県備蓄・調達基本方針（仮称）」の最終案をとりまとめる予定である。

（1）基本的な考え方

災害時の備蓄は、自助の理念に基づき、県民自らが災害に備え食料、飲料水や生活必需品を予め確保しておくことを基本とする。そのうえで、公助による備蓄・調達は、自助・共助で賄われる備蓄物資を補完する役割を担う。

こうした考えのもと、自助、共助及び公助による備蓄の必要量と役割を明確にしたうえで、県と市町が発災初期に生命維持や生活に必要な物資の備蓄・調達に取り組んでいく。

（2）県と市町による備蓄・調達

ア 県の役割

県は、広域地方公共団体として、市町と協力しながら食料、飲料水や生活必需品の供給を行うものとし、その方法については、流通備蓄を基本とする。流通備蓄の調達にあたっては、より効率的に物資を確保できるよう、平時から確保に向けた体制整備を行っておく。

しかし、広域的かつ大規模な災害の場合、道路寸断や通信障害、民間協定事業者の物流拠点の被災等により調達物資を必要量確保できない恐れがあること、また、家屋倒壊・流出により家庭における備蓄物資が使えなくなる場合が想定されることを踏まえ、県は被害を最小限に抑えるために「セーフティネット」として、発災当初における必要物資について、一定量の備蓄を行う。

イ 市町の役割

市町は、基礎自治体として、被災者への食料、飲料水や生活必需品を供給する役割を担うものとし、自助・共助により賄われる備蓄物資を補完するため、備蓄・調達を行う。

（3）備蓄・調達目標を定める上での想定災害

「南海トラフ地震（過去最大クラス）」を想定する。

(4) 備蓄・調達すべき重要品目

大量の需要が見込まれる物資や個々の被災者では入手が困難な物資を基本に、過去の大規模災害での需要等を踏まえ、国の計画に定めるプッシュ型支援の6品目（食料、毛布、育児用調製粉乳、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ）に、飲料水、生理用品、哺乳瓶を加えた計9品目を重要品目と位置付ける。

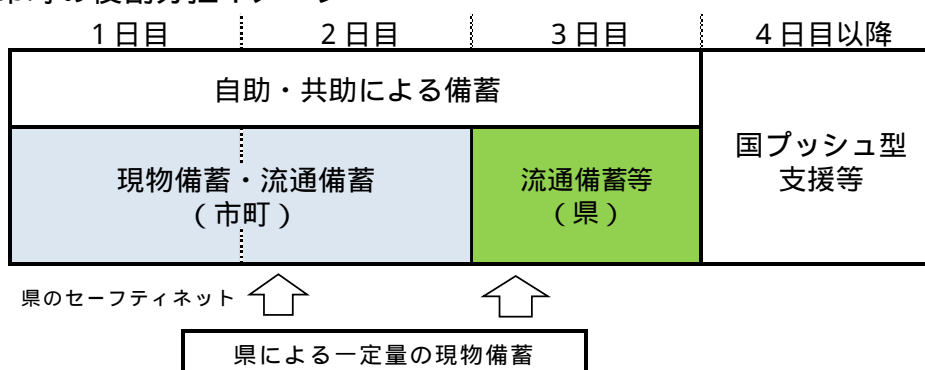
(5) 公的備蓄・調達の役割分担

公的備蓄・調達の目標とする量は、全体（自助・共助・公助）の必要量から自助・共助による備蓄を除いたものとする。

公的備蓄・調達として、1～2日目を市町、3日目を県が担うことを、基本的な役割分担とする。

但し、流通備蓄は可能な限り早期に調達できるよう努める。

県と市町の役割分担イメージ



(6) 今後の取組の方向性

ア 公的備蓄・調達目標と充足状況

公的備蓄・調達目標に対する充足状況を把握したうえ、今後備蓄すべき品目と量について県と市町で共有する。

イ 備蓄意識向上のための取組の促進

県と市町は、特に発災初期において生命維持や生活に必要な物資について、住民の備蓄意識向上のための取組をさらに促進する。

ウ 備蓄・調達の推進

県と市町は、本方針において重要品目と位置付ける9品目を中心に、発災初期において生命維持や生活に必要な物資の備蓄・調達について取組を進める。

エ 協定の実効性確保

県と市町は、南海トラフ地震発生時を想定して発災後3日以内に救援物資を調達できるよう、協定締結事業者との間で調達可能な物資の品目や数量を定期的に確認するなど、協定の実効性確保に努める。

オ 円滑な物資の受入及び供給

県と市町は、物資を迅速かつ円滑に避難所へ届けるため、物流事業者等と協力して災害時の物流に係る仕組・体制を構築する。

3 今後の取組

本年度中に「三重県備蓄・調達基本方針（仮称）」をとりまとめ、備蓄・調達に必要な考え方について市町と共有するとともに、県と市町は物資・調達の体制整備に取り組んでいく。